

Q4 優先的に入居することはできませんか

A

○ 町営住宅では優先入居制度があります。優先入居の対象者は次のとおりです。

- ・ 中学校を卒業し、又は終了するまでの児童と同居する方
- ・ 20歳未満の子を扶養している配偶者のない方
- ・ 申込者または同居しようとする親族が規則で定められた身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者に該当する方
- ・ 規則で定める基準の収入を有する所得の少ない方で速やかに町営住宅に入居することを必要としている方
- ・ 北栄町に住所を有する60歳以上の単身の方 など

○ 優先入居者の選考も公募で行います。募集の流れは①優先入居者対象、②一般世帯対象の順番で行います。優先入居の対象の方が募集戸数よりも多くなった場合も、抽選を行います。

